

1. 概要

経管栄養、インシュリン注射、導尿などの医療的ケアを必要とする児童・生徒が、保育園、学校等に通っているときに、看護師が保育園等を訪問して医療的ケアを実施し、保護者等の負担の軽減を図ります。

2. 対象者

保育園等に通うことが出来る医療的ケアが必要な市内在住の児童・生徒（義務教育まで）

3. 内容

保育園等において訪問看護ステーションから派遣される看護師が、児童・生徒に医療的ケアを実施します。

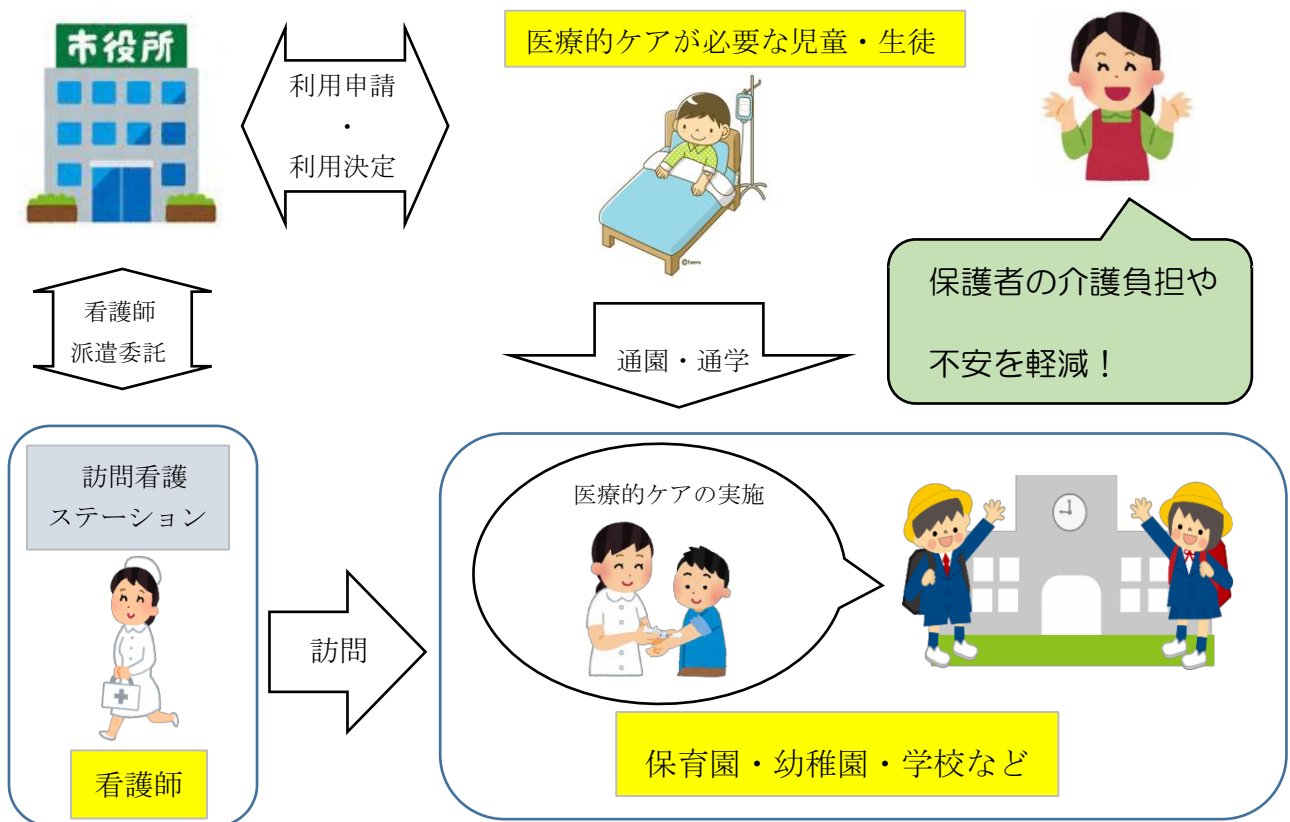
4. 利用日 登園・登校日

5. 費用 費用負担なし

6. 利用方法

- ①保育園・学校等、訪問看護ステーションに、制度の利用について事前に承諾を得てください。
  - ②豊橋市役所 障害福祉課にて申請手続きを行います。
  - ③支給決定通知書が郵送されますので、学校、訪問看護ステーションに報告後、利用開始となります。
- ※申請方法等の詳細は、裏面を参照してください。

7. 概要図



<利用までの流れ>

1. 保護者より、通園（学）先の保育園・学校等と訪問看護ステーション等に対して制度の利用について相談してください。（保護者、保育園・学校等、訪問看護ステーション等で派遣時間帯や医療的ケアの実施場所等の調整を行ってください。）

制度の利用について承諾が得られた場合は、各機関に以下の書類の作成を依頼してください。

<作成書類>

- ①訪問看護ステーション等：「豊橋市障害児看護支援事業実施承諾書」（様式第3号）
- ②保育園・学校等：「保育園等における訪問看護実施受入書」（様式第4号）



2. 主治医に訪問看護指示書（様式第2号）の作成を依頼してください。訪問看護ステーション等に訪問看護指示書（様式第2号）の原本を提出してください。



3. 豊橋市役所 障害福祉課 福祉サービスグループにて申請手続きをしてください。

<必要書類>

- ①豊橋市障害児看護支援事業利用申請書（様式第1号）
- ②訪問看護指示書（様式第2号）の写し
- ③豊橋市障害児看護支援事業実施承諾書（様式第3号）
- ④保育園等における訪問看護実施受入書（様式第4号）及び学校等年間行事予定表
- ⑤児童状況書（様式第5号）

※書類①⑤は、保護者が作成します。



4. 豊橋市役所 障害福祉課より、自宅に利用決定通知書が郵送されます。



5. 保護者より、保育園・学校等や訪問看護ステーションに利用決定されたことを報告してください。「豊橋市障害児看護支援事業実施依頼書」（様式第7号）を作成し、保育園・学校等に提出してください。また、保護者、保育園・学校等、訪問看護ステーション等にて派遣時間帯や医療的ケアの実施場所等について再確認を行ってください。



6. 派遣開始。訪問看護ステーション等より、看護師が保育園・学校等へ訪問します。



7. 訪問看護ステーションから実施報告書を市役所障害福祉課へ提出します。

※各種様式は、豊橋市役所 ホームページよりダウンロード出来ます。

※住所、世帯状況の変更、心身の状況の変化等があった場合は、速やかに障害福祉課に変更届出書（様式第8号）を提出してください。

<問い合わせ先>

豊橋市役所 障害福祉課 福祉サービスグループ （電話）0532-51-2347

Email: shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp